

地域福祉支援計画（概要版）

第1章 はじめに

1 地域福祉の推進

（1）地域福祉とは

地域福祉とは、行政、地域住民、福祉サービス事業者、ボランティア・NPO等様々な主体が、地域に存在する「公」「私」の福祉に関するあらゆる社会資源を活用し、地域ごとに特色のある活動を行い、住民にとってより良い福祉の実現に向けて協働していく取組である。

行政としては、公的サービスの充実や安心してサービスを受けられる環境づくりに加え、総合的なサービス展開が求められる。一方、地域住民も福祉の担い手として諸活動への主体的な参加が期待される。

（2）地域福祉推進の必要性

社会環境が大きく変化するなか、「全ての地域住民が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう総合的に支援する」という新たな社会福祉の理念を実現するためには、地域福祉の推進が重要な課題となっている。

2 計画の性格と役割

（1）計画の位置づけと役割

社会福祉法第108条に基づき、市町村の「地域福祉計画」の推進を支援する「地域福祉支援計画」として策定

地域福祉の推進は、行政としては主として市町村が担っていく事項であり、本計画も市町村支援を目的とし、各市町村では対応困難・非効率な事項について、広域的な自治体としての立場からその役割を果たすもの

市町村主体という基本理念は堅持しつつ、県域全体での地域福祉の考え方の定着やその推進を図るために、県としての基本的な考え方を示すことも必要

具体的には、「市町村支援の基本的な方策」「福祉を担う人の基盤整備」「サービスの質や利用者の権利保護など『サービス提供』の基盤整備」を計画事項とする。

（2）他の県計画との関係

島根県総合計画の実現を地域福祉の視点から推進

「島根はつらつプラン」「島根県老人保健福祉計画・介護保険事業支援計画」「次世代育成支援行動計画」等の個別計画と連携し、地域福祉の観点から、各計画をつなぎ止め、その達成を支援し、地域福祉の総合的推進を図るもの

3 計画の期間

平成17年度～21年度までの5カ年計画（平成19年度を目途に見直し）

4 計画の推進と進行管理

各市町村の地域福祉計画の進行状況を十分に把握し、関係部局・県社会福祉協議会等と密接に連携を図り、着実な推進に努める。

計画の進行状況の管理に当たっては、島根県社会福祉審議会地域福祉専門分科会の意見を聴くものとする。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

(1) 地域を取り巻く環境の変化

少子高齢化・核家族化が進行し、また、地域社会の相互扶助機能の弱体化が進むなかで、地域社会の維持、再生に向けた取組が求められている。

社会環境の変化に加え、介護保険制度や支援費制度の導入など利用者主体の福祉制度への移行は、福祉需要の多様化と増加をもたらしており、「公による一律の福祉」から「多様な主体の参入によるきめ細やかな福祉」の推進が必要となっている。

地方分権の推進と住民の社会参加意識の高まりにより、ボランティア活動など地域住民の自主的な福祉活動が活発化するとともに、行政と住民との協働の機運も高まりを見せている。

(2) 本県の福祉を取り巻く状況の変化

人口の減少が続き、出生数が減少する一方、高齢化は急速に進展している。

人口減の中で、世帯数は増加を続け、核家族化と単身世帯の増加が進んでいる。しかしながら、三世帯同居率は全国平均に比し、高率である。

世帯のほぼ半数は高齢者がいる世帯となっており、そのうちの四割が高齢者単独・高齢者夫婦のみの世帯となっている。

2 計画策定に当たっての視点

(1) 個人の尊厳と人権の尊重

地域福祉の推進に当たっては、「全ての県民が等しく個人として尊重され、人間としての尊厳をもって自立した生活を送ることができる」ことが最重要の課題であり、全ての地域住民が、あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられ、互いの差異と多様性を認め合いながら、相互に連帯し、「ともに生きる社会づくり」を進める視点が重要である。

(2) 住民参加と協働

地域福祉の推進に当たっては、住民が主役であり、住民の主体的な参加が不可欠である。住民主体の取組と、公共サービス等が連携し、それぞれの主体が協働して取り組んでいく必要がある。

(3) 「地域らしさ」を踏まえた地域福祉の推進

本県には、地域の絆を残した地域が多く存在し、都市部においてもその規模が小さいことから、互いに顔の見える関係が良好に維持されている。さらに、互いを思いやる優しさに溢れた県民性など無形の資源が存在している。地域福祉を推進するうえでは、このような「各地域ならではの」基盤のうえに立ったまちづくりを考えていく視点が必要である。

(4) 「行政の視点」から「地域住民の視点」へ

地域住民の生活課題は多様であり、専門分化したサービスの提供では満たされないことが多いことから、これまで以上に行政の分野や垣根を超え、利用者の立場に立ったサービス提供体制を考えていく必要がある。このため、各個別計画の連携を図り、サービス提供も「個人」「地域住民」「県民」の視点から再検討する必要がある。

3 計画の基本目標

誰もが住み慣れた地域で、互いに支え合いながら、安心して、生きがいを持ち自分らしく暮らしていける地域社会の実現

上記の基本目標達成のための基本施策を以下の3項目とする。

基本施策1 安心して各種のサービスを受けることができる環境づくり

基本施策2 福祉を担う人づくり

基本施策3 福祉のまちづくり～共に支え合って皆がいきいきと暮らせるまちづくり

第3章 地域福祉推進のための施策

) 表の左欄は項目、右欄は対応する施策展開の方向

基本施策1 安心して各種のサービスを受けることができる環境づくり

自ら主体的にサービスを選択できる条件の整備	
身近な相談窓口の充実	民生委員・児童委員活動の一層の周知 市町村における相談機能の充実への支援、特に、子育て・児童相談強化への支援 身近な地域での相談窓口の維持・充実のための市町村社会福祉協議会への支援 研修を通じた相談従事者の対応能力向上と専門相談機関への適切な「つなぎ」の実施
専門相談機関の充実・連携促進	県の各種専門相談機関（保健所、児童相談所、心と体の相談センター等）の充実 専門相談機関と地域の相談機関との重層的なネットワークの構築
様々な媒体を活用した情報提供の推進	インターネット活用による情報提供の推進 紙による情報提供や地域のネットワークも引き続き活用
事業者による情報の提供	事業者による適切な情報提供の啓発・指導 「福祉サービス第三者評価」「介護サービス情報の公表」への取組の推進
サービス総合化の推進	
福祉・保健・医療の連携及び総合的な地域ケア体制の整備	ケアマネジメント従事者の技術向上のための研修等の充実、多様なサービスを適切に提供できるための情報提供の推進と関係機関との連携強化 県の各機関が相互に連携し、サービス総合化の視点で諸施策推進 インフォーマルサービスを含む地域のサービスの効果的な提供や、新たなサービス開発の仕組みづくりの検討・支援
多様なサービスの担い手の参入と協働の促進	ボランティアや地域住民のインフォーマルサービス参入促進、NPO 法人の立ち上げ支援 「NPO 法人と行政の協働のためのガイド

	ライン」の周知を図り、両者の協働を促進
サービス利用者の権利利益の保護	
地域福祉権利擁護事業の推進	<p>県社会福祉協議会における取組を支援</p> <p>【重点的に支援する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者や利用対象者への広報・利用啓発 ・担当者への研修充実や事業実施体制の整備 ・必要に応じ成年後見制度につなぐ仕組みの検討
成年後見制度の活用	<p>成年後見制度の普及・啓発</p> <p>成年後見制度利用援助事業の市町村への周知・啓発</p> <p>法人後見人を活用した支援体制構築の検討</p>
苦情解決体制の整備	<p>利用者、事業者への広報・啓発による苦情申出しやすい環境の醸成</p> <p>事業者への研修、指導監査による指導等</p> <p>苦情解決機関である県社会福祉協議会、県国民健康保険団体連合会への継続的な支援</p>
サービスの質向上への取組	
サービス自己評価の実施	適切な自己評価のための基準の提供等
福祉サービス第三者評価の導入	<p>第三者評価機関の育成、認証や評価者の養成研修の実施</p> <p>評価結果の情報公開と利用者への情報提供の推進</p> <p>第三者評価制度の普及による事業者の取組促進</p>
経営指導・指導監査の充実	<p>県社会福祉協議会の経営指導を支援し、事業者の適切な人事管理・組織運営を援助</p> <p>監査機関相互の連携強化し指導監査を充実</p>

基本施策2 福祉を担う人づくり

福祉の心の醸成	
児童・生徒に対する福祉教育の推進	<p>全ての学校において福祉教育が実施されるよう取組</p> <p>特に、教育委員会や学校と社会福祉協議会との密接な連携を図り、地域の人材や資源</p>

	の有効活用による福祉教育の一層の充実
地域における福祉教育・啓発の推進	<p>公民館と市町村社会福祉協議会との連携を促し、小地域における福祉教育を推進</p> <p>地域の中での多様な交流を促進し、実践を通じて「福祉の心」を涵養</p> <p>県社会福祉協議会等と連携し、地域の福祉学習指導者の養成等を行い、地域における福祉教育を充実</p> <p>福祉に関する各種イベントや情報提供を通じ、地域住民の福祉への理解促進</p>
福祉を担う専門人材の養成	
福祉人材の養成と就業促進	<p>今後のサービス必要量を見据え、人材養成機関や関係団体と連携し、人材養成を推進</p> <p>島根県福祉人材センターの充実強化</p> <p>【重点事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク、ナースバンク等との連携強化による効果的な就業支援の実施 ・大学・専門学校生、転職者等に対する講習、面接機会提供による多様な人材確保
研修機会の提供による資質の向上	<p>島根県福祉人材センターの研修機能充実</p> <p>【重点事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営管理向上のための事業経営者対象研修の充実 ・各事業所実施の職場研修充実のための支援 <p>各研修機関・団体との緊密な連絡調整による体系的な研修実施</p>
ボランティア・NPOの育成と活動支援	
ボランティア活動の促進	<p>県ボランティア活動振興センター、市町村ボランティアセンターへの支援</p> <p>【重点事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアコーディネーターの拡充と専門性向上への取組 ・ボランティア団体等相互のネットワーク化や協働を進めるための「場」の提供 ・勤労者のボランティア活動参加促進のため

	<p>の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「しまねNPO活動支援センター」等との連携強化による効果的支援の実施
NPOに対する活動支援	<p>しまねNPO活動支援センターにおけるNPO支援の充実、特に「県ボランティア活動振興センター」との連携による一体的、連続的支援の実施</p> <p>県全体でNPOを支援する体制の構築</p>

基本施策3 福祉のまちづくり～ともに支え合って皆がいきいきと暮らせるまちづくり

地域住民の参加による地域福祉の推進	
<p>地域住民主体の福祉活動の推進</p> <p>地域住民や団体の活動・交流・連携を進め、地域住民主体の福祉のまちづくり</p>	<p>民間福祉活動の総合計画である「地域福祉活動計画」の策定・推進を支援</p>
<p>ともに生き、ともに支え合う地域づくりの推進</p> <p>全ての地域住民を地域社会の中に包み込み支援</p> <p>誰もが「支援される人」であると同時に「支援する人」との観点に立ち、互いに支え合う地域社会づくり</p>	<p>生活課題を抱えた人を「見守り」「発見し」必要に応じて行政に「つなぐ」ための小地域ネットワークづくりへの支援、活用促進</p> <p>高齢者や子育て家庭等を対象とした交流活動を支援、特に世代間交流等多様な交流の促進に配慮</p> <p>高齢者や障害者等が、地域活動や生涯学習などに参加し、地域で交流できる施策推進</p> <p>公民館、隣保館が地域住民の交流、福祉活動の拠点として有効活用されるよう支援</p> <p>高齢者や障害者等へのサービスを地域住民の参加を得ながら地域に密着させた「小規模多機能ケア」などの展開方策を検討し、身近な地域におけるサービス拠点づくりを推進</p>
関連分野との連携	
<p>福祉、保健、医療との一体的な運営や生活関連分野との連携により、地域住民の生活課題の包括的な解決が可能となる</p> <p>地域福祉との連携を図ることにより各分野</p>	<p>心と物のバリアフリーを進め「ひとにやさしいまちづくり」の総合的推進</p> <p>地域住民の積極的な参画のもと、生きがい活動の推進、要介護状態の予防、地域リハ</p>

の施策を効果的に推進	<p>ビリテーションの推進を通じ、健康長寿しまねを推進</p> <p>地域全体で子育てを支援し、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進</p> <p>地域住民の移動手段の確保や高齢者・障害者等の働く場の確保など、地域における住民生活の包括的な支援に向け、関係機関と連携強化</p>
地域福祉を推進する体制の充実	
民生委員・児童委員活動の充実強化	<p>よりの確な相談援助が行えるための研修充実と活動上の課題把握による支援の実施</p> <p>関係機関・団体とのネットワーク強化</p>
県社会福祉協議会への支援	<p>県社会福祉協議会が本旨に即して運営され本計画の推進力となるよう、体制の充実や諸事業の効果的な展開を支援</p>
市町村社会福祉協議会への支援	<p>身近な相談支援機能の充実や地域福祉推進のコーディネーターとしての役割が強化されるよう県社会福祉協議会を通じて支援</p>

第4章 おわりに

県内においては、市町村地域福祉計画の策定は、多くの市町村にとって今後の課題である。

県としては、平成15年3月に「市町村地域福祉計画策定指針」を示し、策定を支援してきたところであるが、今後とも、市町村の取組を促すとともに、必要な技術的支援を行う。

市町村地域福祉計画の策定・推進に当たっては、住民の積極的な参画のもと、各地域の個性ある取組が重要であることから、県地域福祉支援計画も、各市町村の地域福祉計画において明らかにされた事項に基づき、県として期待される役割を果たすうえで必要な事項をその内容とすべきであるが、市町村計画の策定が進んでいない状況から、本計画は、現時点で県として考えられる支援方策について述べている。今後の各市町村の地域福祉計画の策定・推進状況を見据え、計画期間の半ばにも本計画を見直し、より地域の実情を踏まえたものとしたい。

県内の各市町村において、地域住民との協働のもと、速やかに市町村地域福祉計画が策定され、地域福祉が一層推進されるよう期待する。

